

4.5 那覇市内外を移動する自転車ネットワークの構築

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成 28 年(2016 年)改定)」に基づき自転車ネットワークが構築されています。

(1) 自転車ネットワークの選定

本市の自転車ネットワーク路線は、以下の 8 つの項目により選定しています。

- ① 地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主な居住地区等を結ぶ路線
- ② 自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
- ③ 自転車通学路の対象路線
- ④ 地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線
- ⑤ 自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線
- ⑥ 既に自転車の通行空間（自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路）が整備されている路線
- ⑦ 自転車を利用した周遊観光を促進するために必要な路線
- ⑧ その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線

道路管理者等においては、関係機関と連携・協働し、路線ごとの交通状況等を踏まえた自転車通行空間の整備等の検討を進め、連続した自転車通行空間の形成を図り、自転車ネットワークの構築を図ります。

また、自転車需要の変化やガイドラインの改定等、必要に応じて、ネットワーク路線の変更（追加、削除）や整備形態の変更等について検討を行い、自転車ネットワークの構築に向けブラッシュアップを行います。

- ① 地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主な居住地区等を結ぶ路線

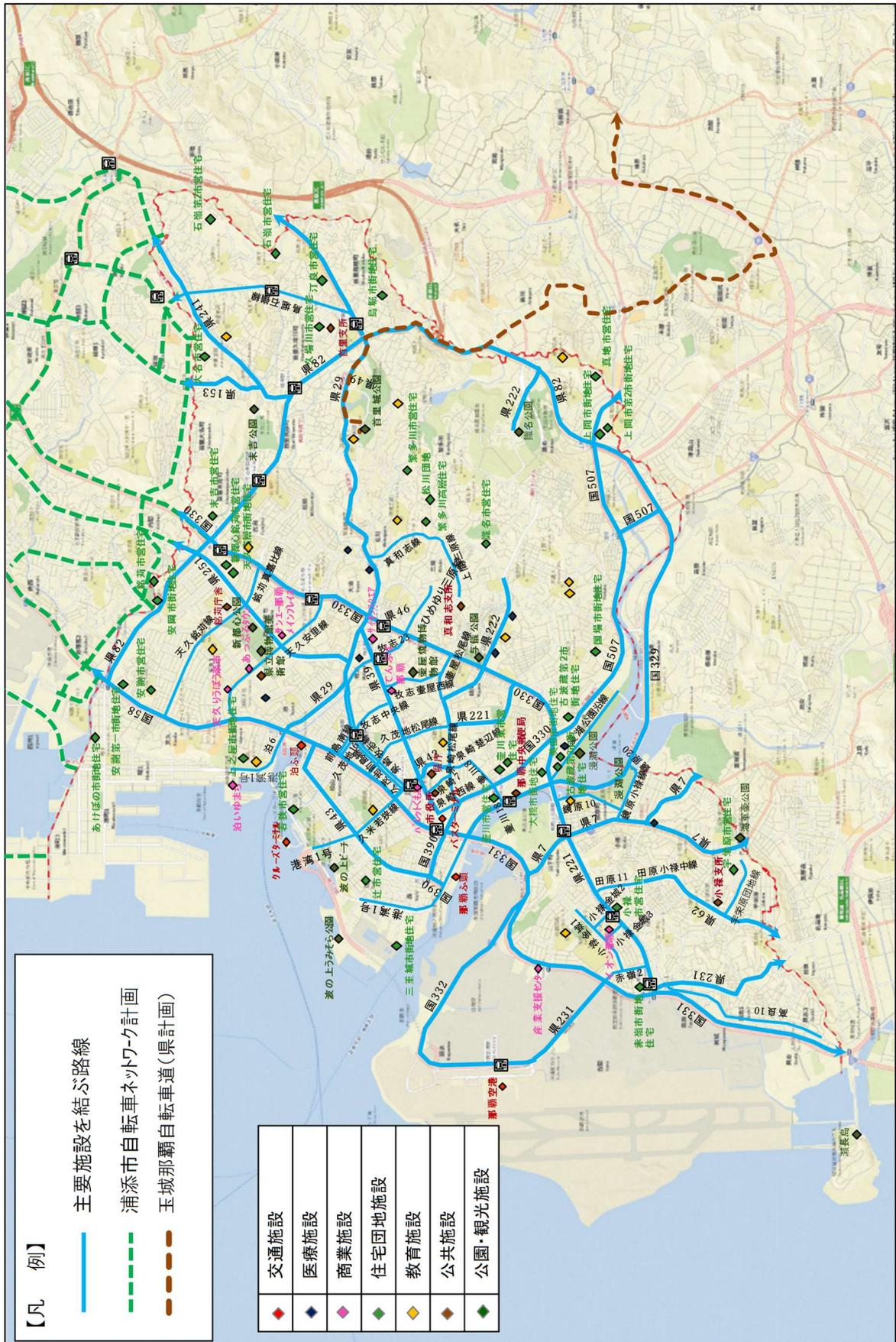


図 4-19 主要施設を結ぶ路線

- ② 自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線（平成24年(2012年)から平成26年(2014年)の自転車関連事故（3カ年で4件以上の）エリア内の路線を抽出

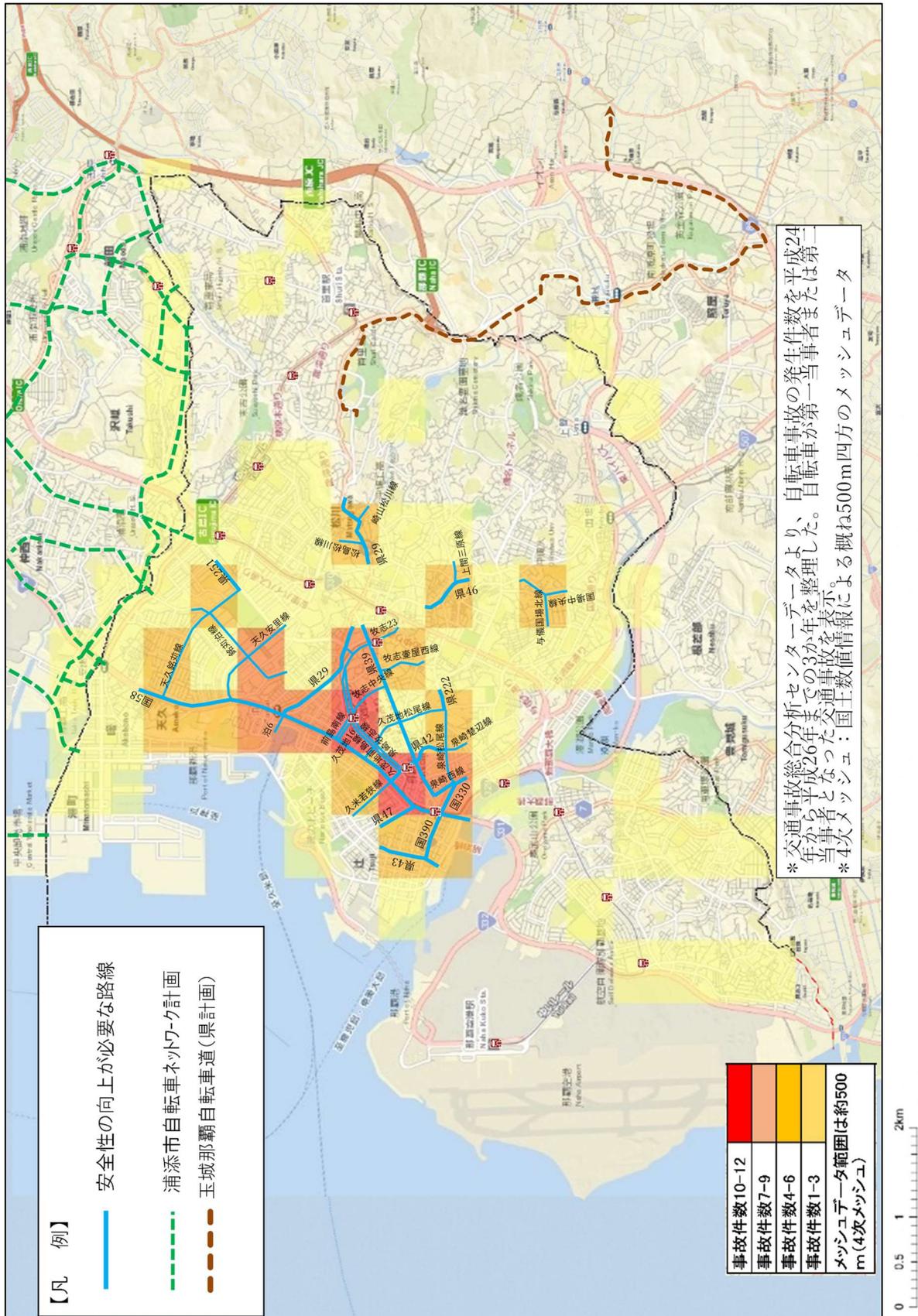


図 4-20 安全性の向上が必要な路線

③ 自転車通学路の対象路線（高校及び大学への通学が見込める路線）

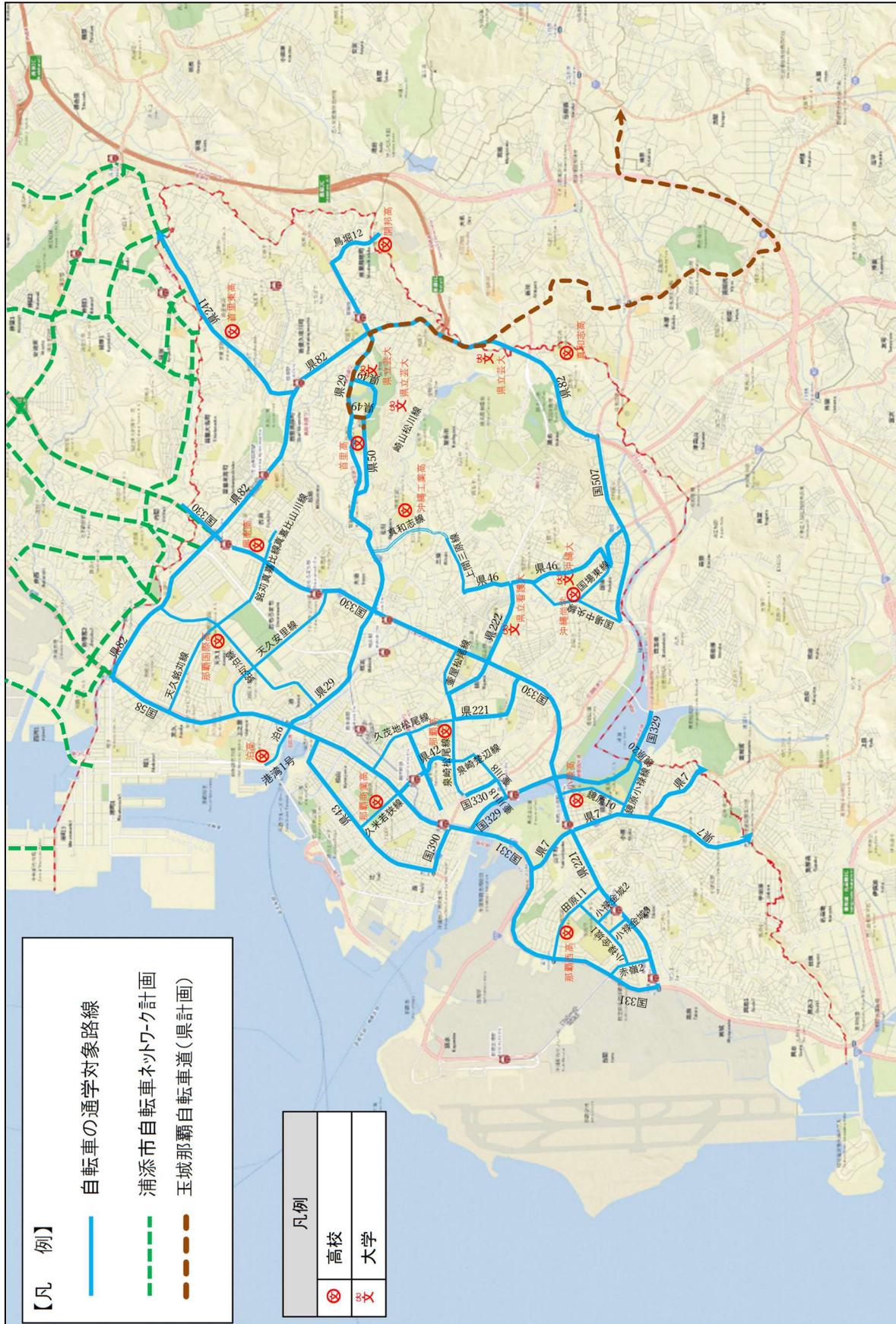


図 4-21 自転車の通学対象路線

- ④ 地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線（別途調査業務「那覇市内自転車等利用環境改善基礎調査業務（平成24年度(2012年度)）」で実施したアンケート調査結果からニーズの高い路線を抽出）

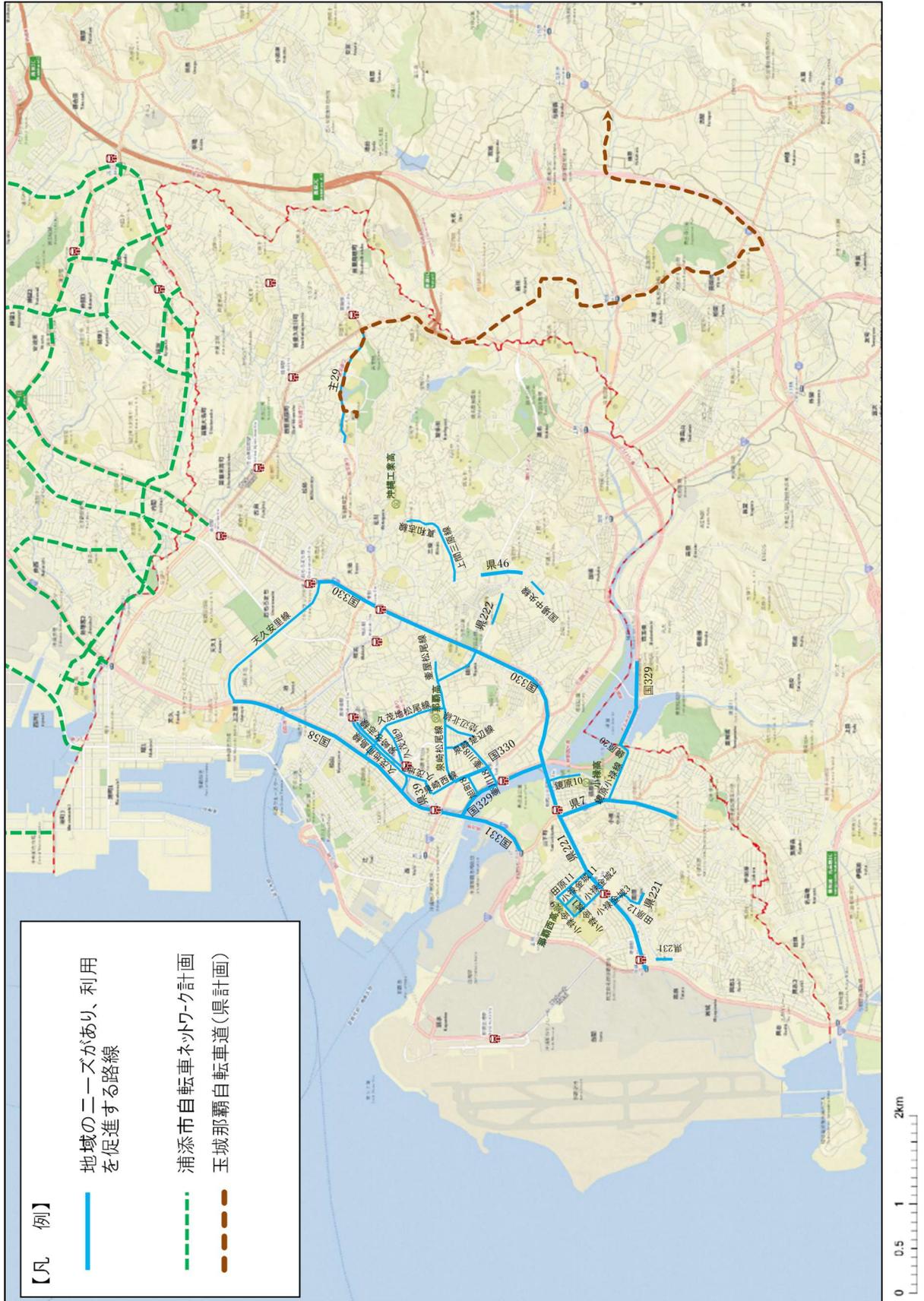


図 4-22 地域のニーズがあり、利用を促進する路線

⑤ 自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線

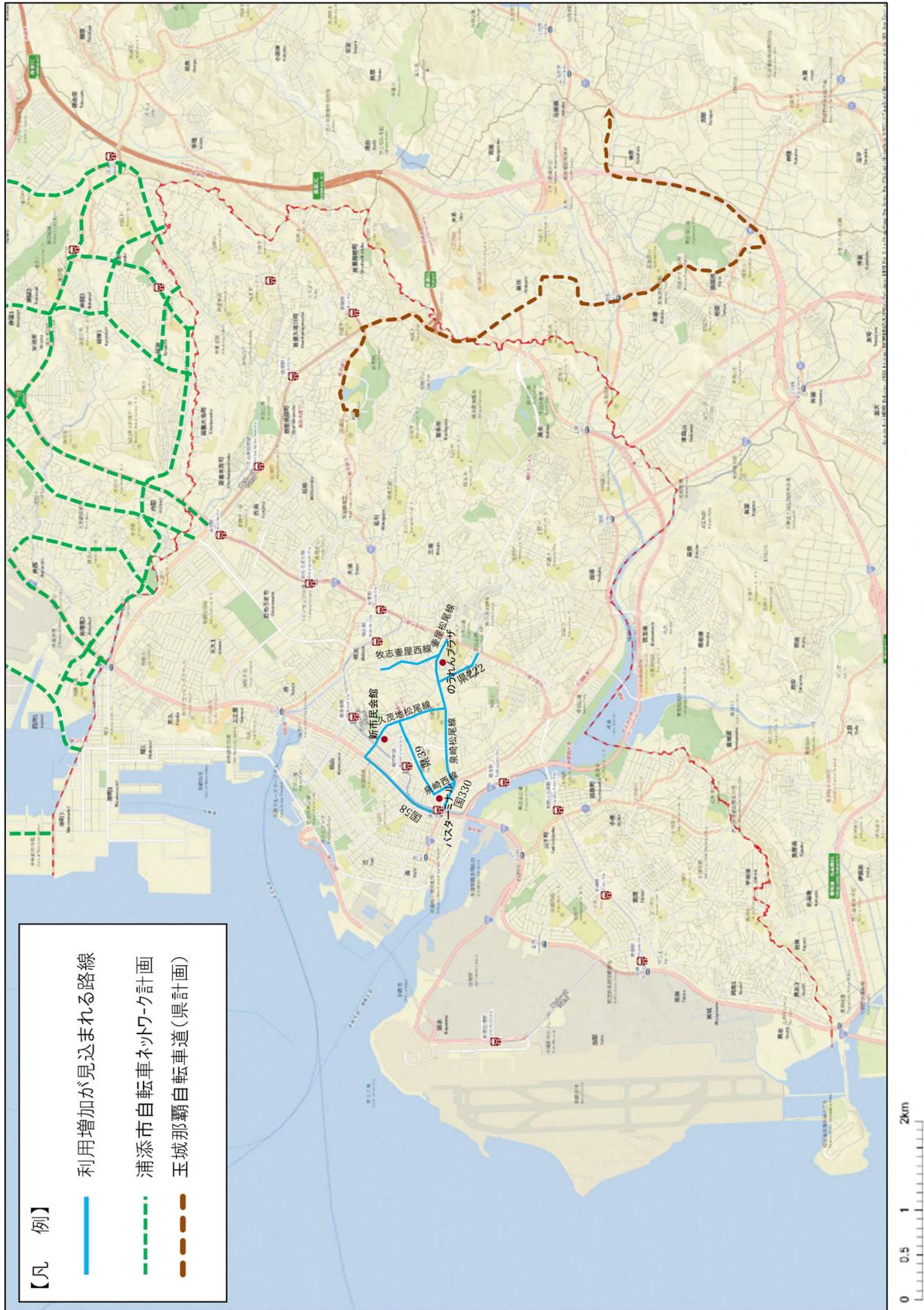


図 4-23 利用増加が見込まれる路線

- ⑥ 既に自転車の通行空間（自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路）が整備されている路線（自転車通行環境整備のモデル地区として整備されている国道329号、国道331号、県道221号線、県道7号線の一部区間及び道路計画で自転車通行空間の整備が位置づけられている路線）（※令和2年(2020年)3月時点）

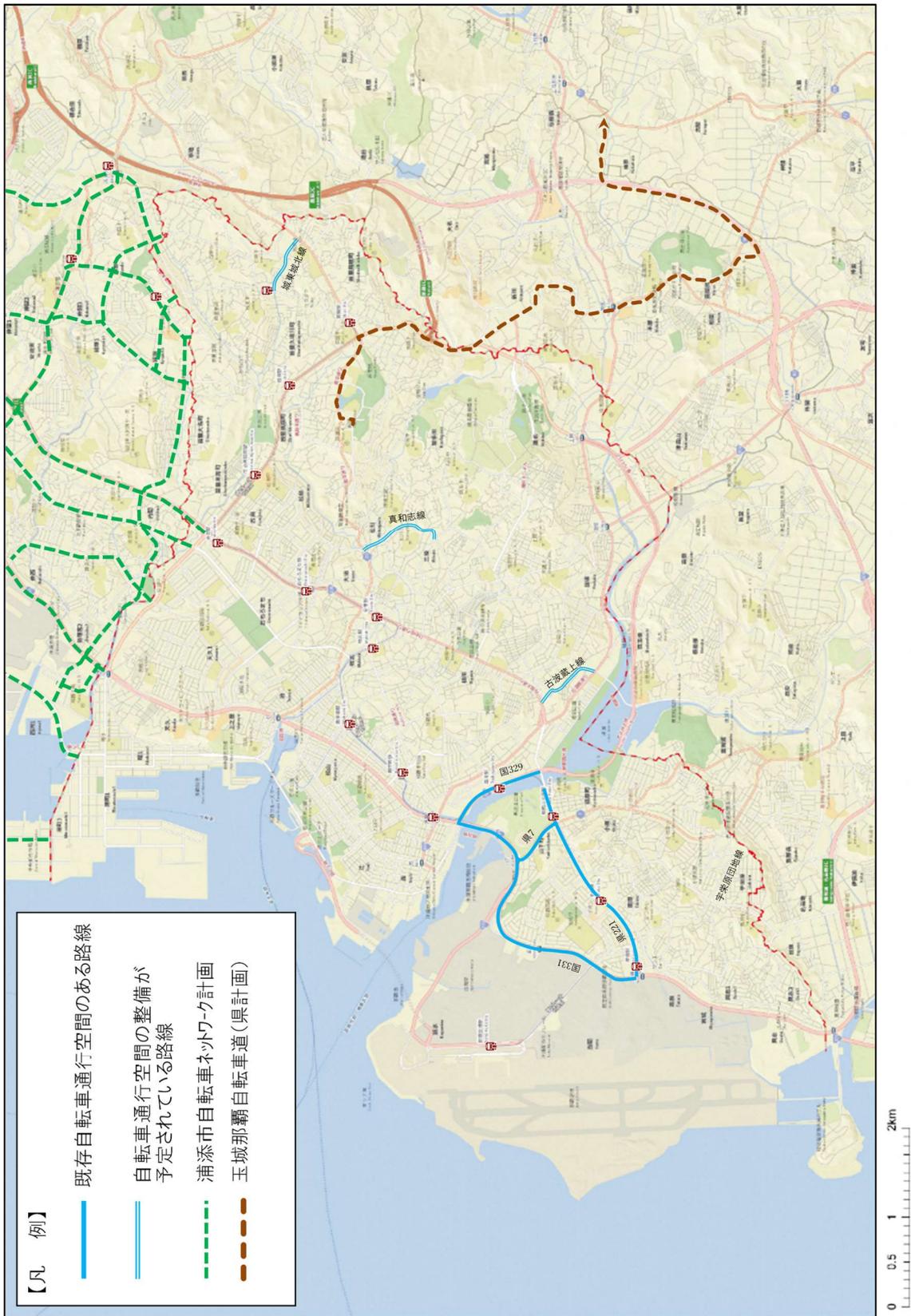


図 4-24 既存自転車通行空間のある路線（令和2年(2020年)3月時点）

- ⑦ 自転車を利用した周遊観光を促進するために必要な路線（「那覇市観光基本計画」で示されている観光ゾーニング内の周遊性を促進する路線と各ゾーンを結ぶ路線）

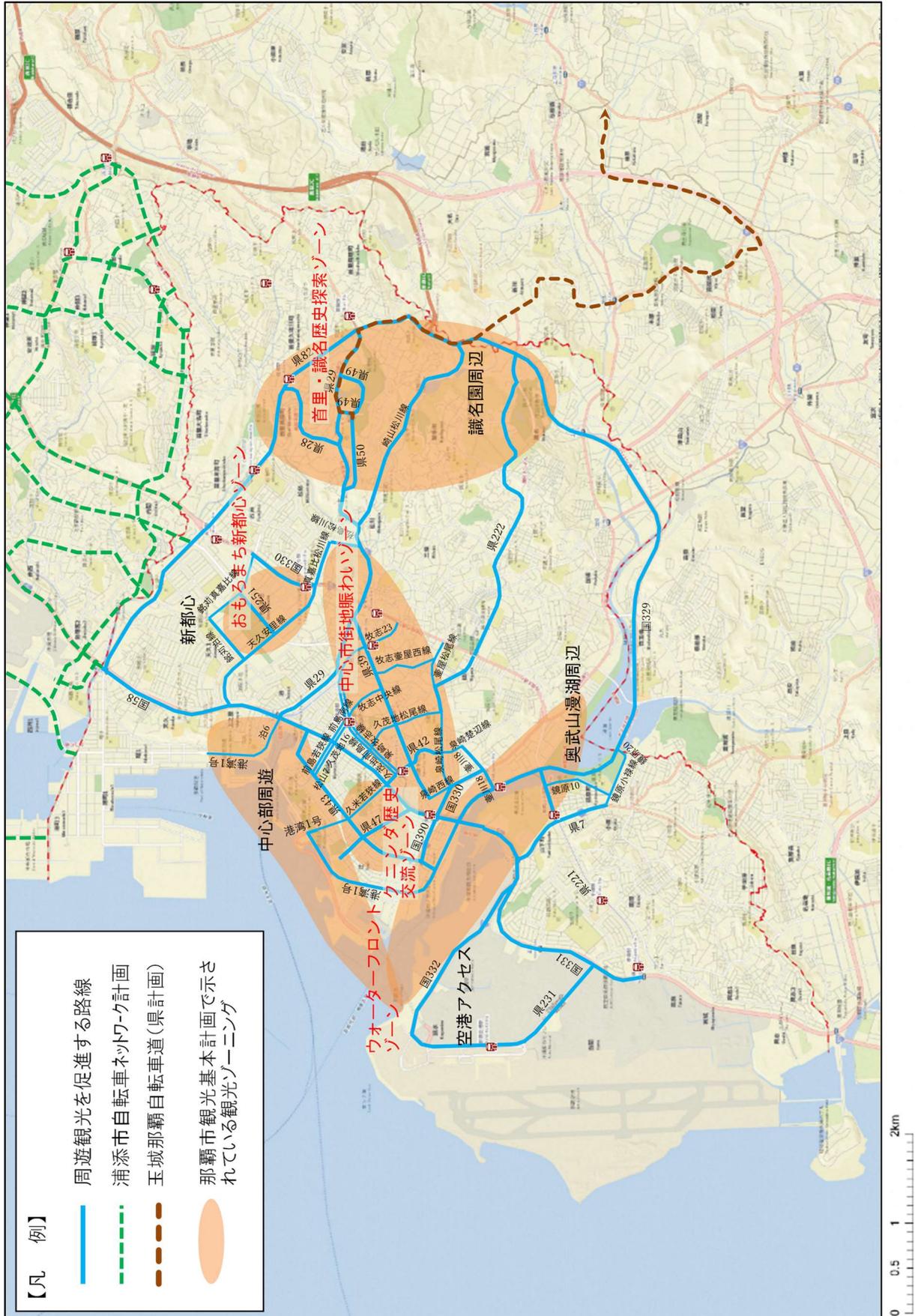


図 4-25 周遊観光を促進する路線

(2) 那覇市自転車ネットワーク路線【めざす将来自転車ネットワーク】

①～⑧の8つの項目により選定したネットワーク路線を以下に示します。

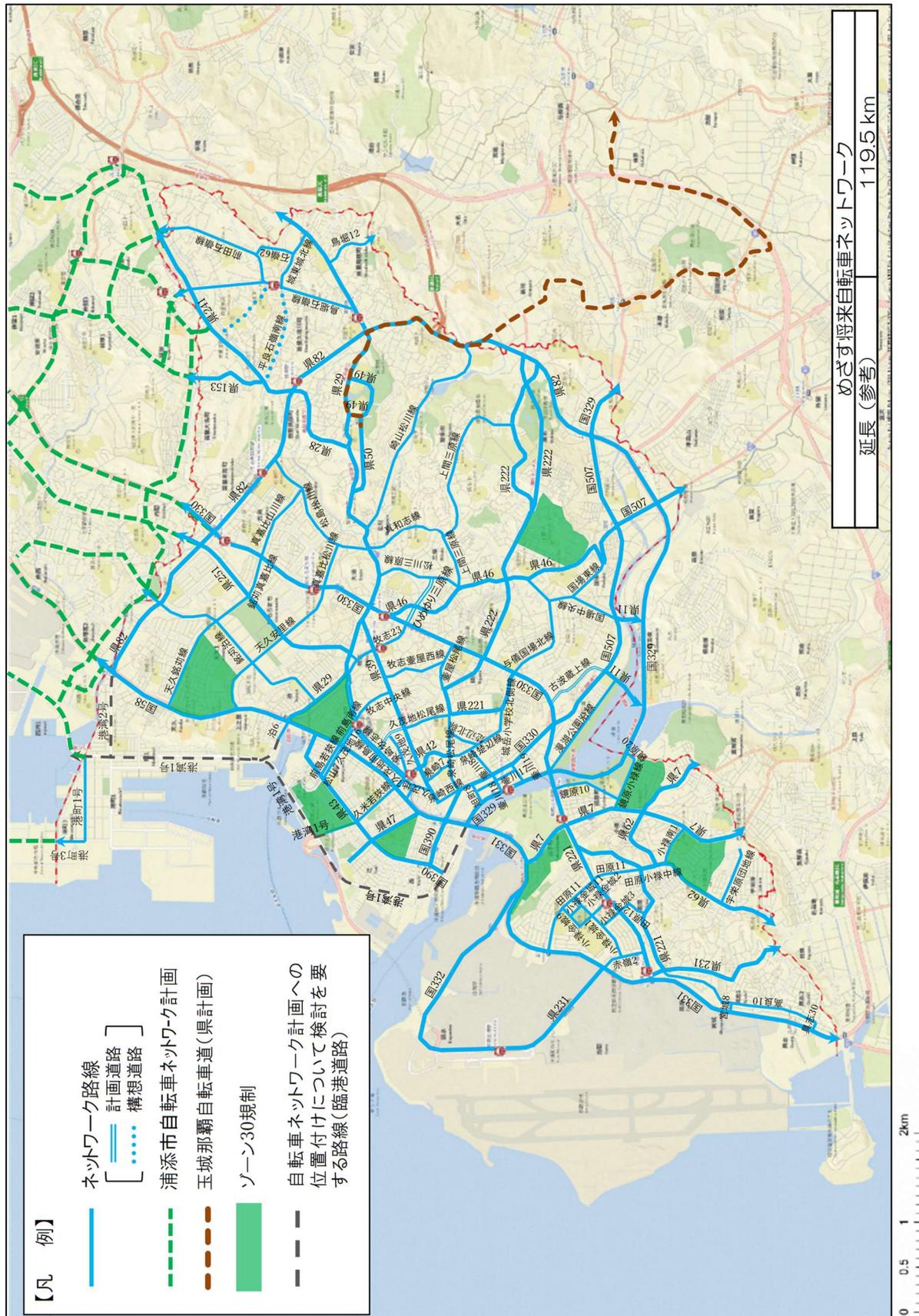


図 4-27 ネットワーク路線

(3) 那覇市自転車ネットワーク路線【重点的に取り組む将来自転車ネットワーク】

めざす将来自転車ネットワーク路線のうち、拠点区域（都市機能誘導区域）※¹における路線。

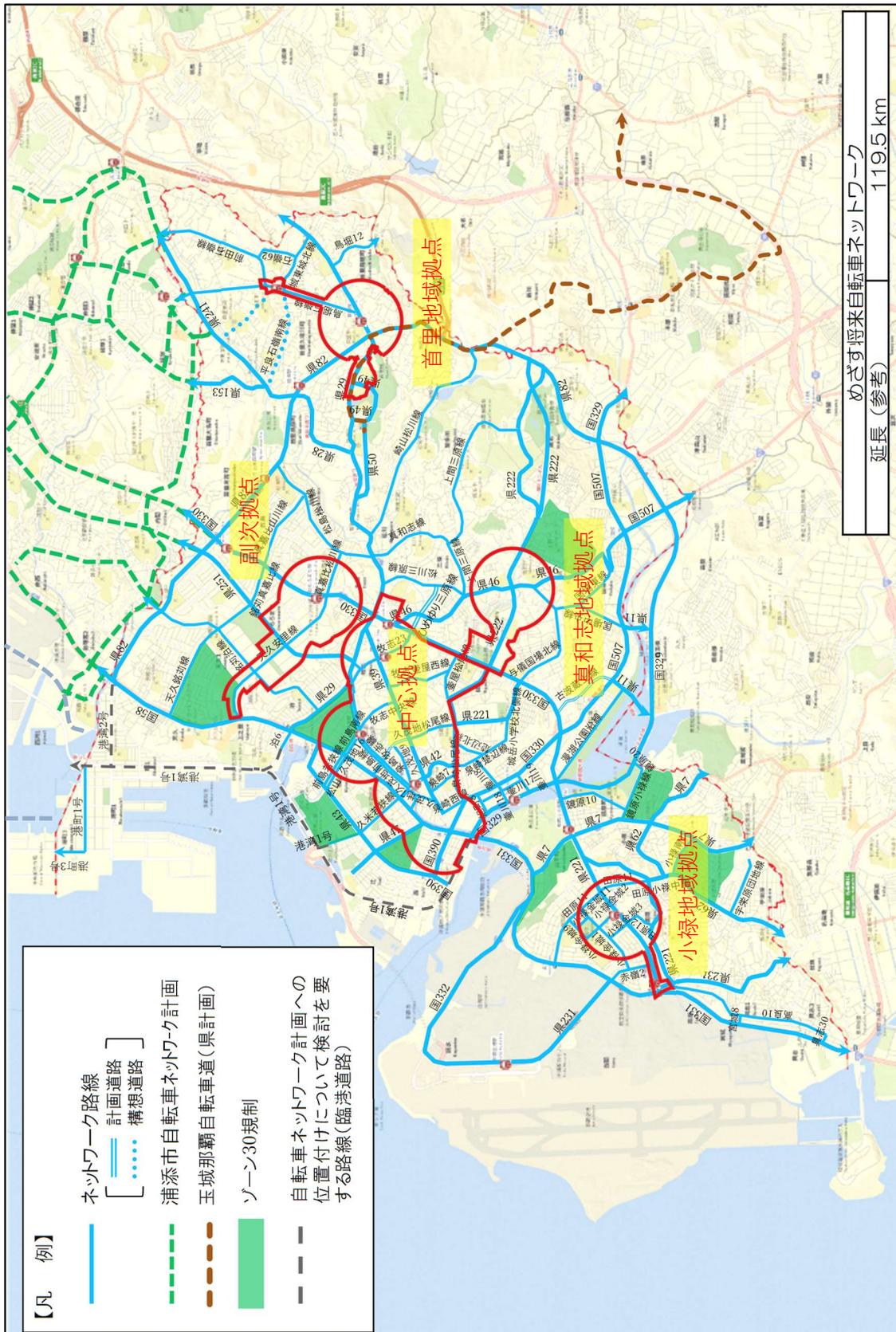


図 4-28 ネットワーク路線（重点的に取り組む将来自転車ネットワーク）

本市における自家用車による移動は、約 7 割であると報告されており^{※2}、慢性的な渋滞を改善するためにも、自転車をはじめとする多様な移動手段の利用環境の向上・充実が求められます。

本市では、「那覇市立地適正化計画」において、5 つの拠点区域（都市機能誘導区域）を設定し、当該区域においては、歩行環境の改善や面整備とあわせ、交通結節機能の整備等を重点的に進めるものとしています。

当該計画を踏まえ、那覇市自転車ネットワーク路線のうち、拠点区域内の交通結節点を連絡する路線や、拠点区域間を連絡する路線について重点的に取り組むものとし

ます。路線の選定方法や個別の整備手法については、地域特性を考慮し各道路管理者が決定するものとし

※1 本市では、都市再生特別措置法第 81 条に基づき、「那覇市立地適正化計画」において、交通結節機能の整備や一定の都市機能の利便性を高める取り組みを重点的に進めるエリアを拠点区域(都市機能誘導区域)として設定している。

拠点区域は、公共施設を含む幅広い生活利便施設の立地の誘導を図るとともに、歩行環境の改善や面整備、交通結節機能の整備等を重点的に進めるため、各拠点の中心となる交通結節点の周辺(徒歩 5 分・400m)の区域及びこれと連担する都市機能集積地を面的に設定している。

拠点区域名：中心拠点、副次拠点、小禄地域拠点、首里地域拠点、真和志地域拠点

※2 参考：「那覇市地域公共交通網形成計画」